

貸館利用について

1. 友愛の家の利用条件

(1) 利用できるかた

岡崎市に在住の障がい者（児）及びその方々が属する団体

(2) 利用できる時間

9時から17時まで

(3) 休館日

月曜日・祝日（月曜日が祝日の場合は、翌営業日も休館）
年末年始（12/29～1/3）

(4) 料金

無料

(5) 利用できる範囲

- ・プレイルーム（43.94㎡）
 - ・指導室 和室（24.30㎡）
 - ・指導室 洋室（24.84㎡）
- ※相談室の貸し出しは行いません

2. 体育館の利用条件

(1) 利用できるかた

岡崎市または幸田町に在住の障がい者（児）及びその方々が属する団体
※市長が認める場合はこの限りではありません

(2) 利用できる時間

9時から17時まで

(3) 休館日

月曜日・祝日（月曜日が祝日の場合は、翌営業日も休館）
年末年始（12/29～1/3）

(4) 料金

無料

(5) 利用できる範囲

体育館の全面または半面

3. 共通の利用条件

(1) 優先順位

- ①岡崎市による行事 等
- ②友愛の家における「地域活動支援事業」等の活動
岡崎市こども発達センターの業務における利用
- ③岡崎市障がい者福祉団体連合会に属する団体
- ④岡崎市に在住の障がい者団体
- ⑤岡崎市内で活動する障がい者の福祉事業所
- ⑥その他（岡崎市長が許可をした団体）

(2) 設備・共有用具の貸出し

施設申請時に合わせて申請をし、許可を得たもの

(3) 利用の手続き

【申し込み期間】

優先順位①～②については随時予約可能

優先順位③～⑤については利用の3ヵ月前の月の開館初日以降

優先順位⑥については1ヵ月前の月の開館初日以降

【申し込み方法】

所定の申請書を窓口または、FAXで提出してください

※受付は対象日の8時30分以降とします

それ以前の提出は無効又はその他の申し込みを優先いたします

※電話での受け付けはいたしません（確認、問い合わせは可能）

※キャンセルが多い場合は、申請をお受けできなくなる場合があります

【決定方法】

先着順。

※複数予約された場合調整させていただく場合がありますので、
あらかじめご了承ください

(4) キャンセル

予約決定後キャンセルする場合は、電話・FAX・窓口にて原則「予約担当者」
が施設へ連絡してください

※多くのかたにご利用いただくため以下のことにご配慮ください

- ・キャンセルが発生しないように予約してください
- ・キャンセルの手続きはできるだけ早くお願いします

(5) 利用の中止と取り消し

次の事項に該当する場合は、利用の中止や今後の予約申請を取り消しする場合があります

- ①施設等よる行事などが開催されることになった場合
- ②故意に、施設・設備に損傷を与えた場合
- ③キャンセルが続く場合
- ④公的秩序を乱した場合
- ⑤職員の指示に従わない場合
- ⑥災害等により施設の使用が困難な場合
- ⑦営利を目的とした場合

4. その他

(1) 利用時間の遵守

予約終了時間までに片づけ、清掃を終えてください

(2) 喫煙及び飲食

- ・敷地内は禁煙です。喫煙場所は職員にご確認ください
- ・体育館内での食事は原則禁止しております
必要な場合は職員へお申し出ください

(3) 貸し出し用具備品等の破損

施設、用具備品等の破損や異常に気付いたときは、職員へご連絡ください
誤って破損等した場合は、速やかに申し出てください

(4) 貴重品の管理

貴重品の管理は、各自で行ってください

(5) 体育館を利用する際の履物

室内用運動靴を使用してください

(6) 整理整頓

備品などを使用した時は必ず元の場所に戻してください

(7) 掃除・ごみなど

使用後は必ず掃除をし、使用した物品は元の場所に戻してください
各自で出したごみはお持ち帰りください

(8) その他確認

ご不明な点などは職員へお尋ねください